

# 令和7年第9回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和7年9月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室1において、第9回農業委員会を招集した。

## 2. 出席委員

### 【農業委員17名】

1番 井上 ながえ	2番 師岡 昭徳	3番 星野 洋子
4番 信國 政吉	5番 鳥巢 良彦	6番 大坪 茂
7番 大隅 高博	8番 田子森 静男	9番 空閑 正樹 (欠席)
10番 森高 繁美	11番 江藤 博文	12番 水上 庸子
13番 (欠員)	14番 山内 一男	15番 田中 敏朗
16番 内田 英彦	17番 畑 和徳	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

### 【農地利用最適化推進委員9名】

21番 高良 悟	24番 井上美津子 (欠席)	26番 安陪 廣重
28番 山崎 徳松	32番 岩下 豊	33番 熊谷 明美
34番 篠原 新二	35番 平井 豊子	36番 石井 仁美
38番 矢野 一彦		

(※21番・24番・33番・38番は、代表推進委員。)

## 3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願について
  
- ・議案第 1号 農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	中 村 敬一郎
事務吏員	渡 辺 晃
事務吏員	川 波 貴 敬
事務吏員	岩 切 範 宏

## 7. 本会議に出席した他課の職員

農農業振興課 農地管理係 森 田 誠 市

## 8. 議 事

議 長 ただ今より、令和7年第9回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。  
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員17名、農地  
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）9名であります。  
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。  
議事録署名人に11番江藤委員、12番水上委員を指名いたします。よろしく願います。  
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約  
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明

8ページまで40件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から40番までを一括とし、質問や意見のある  
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

17番挙手

議 長 17番畑委員

17番 (畑委員) 1人の方が20件以上解約していますが、これはどういう内容ですか。

34番挙手

議 長 34番篠原委員

34番 (篠原委員) この方は体調の関係から借りている農地を減らそうとしているようです。  
その引受先をウイング甘木に相談しようとしているそうです。

議 長 ほかに質問や意見はありませんか。

福岡県農業振興推進機構も何故こんなに多くあるのか。

農業振興課挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課 (森田) いったん解約して、裏作と表作を結びなおすことや事業を使ってハウスを建て直  
すので契約内容が変わることから、解約した後に新たな内容で契約を結びなおすなどの理由  
から解約を行うものです。

議 長 わかりました。ほかに質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

9ページをお開きください。

議 長 報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願について」事務局の説明を求  
めます。なお、報告番号1番及び2番は関連がありますので、一括して説明をお願いします。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番及び2番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、報告番号1番及び2番を終わります。以上で報告第2号を終わります。

次に議案第1号「農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明

議長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課挙手

農業振興課 （森田）詳細について説明

利用権設定面積は、1,6911,596.96㎡で、5年間の貸し借りが全体の約45%、10年間の貸し借りが約36%を占めています。説明は以上です。

議長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （岩切）議案朗読をもって説明

審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の8番田子森委員、20番唐川委員を指名いたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （岩切）審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の7番大隅委員、27番松岡委員を指名いたします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （岩切）審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の7番大隅委員、27番松岡委員を指名いたします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （岩切）審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の3番星野委員、32番岩下委員を指名いたします。

次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。

- 事務局挙手  
事務局。  
（岩切）審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の12番水上  
事務局 委員、28番山崎委員を指名いたします。  
次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手  
事務局。  
（岩切）審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号6番について、担当地区委員の12番水上  
事務局 委員、28番山崎委員を指名いたします。  
次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手  
事務局。  
（岩切）審議番号7番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号7番について、担当地区委員の4番信國委  
事務局 員、35番平井委員を指名いたします。  
次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手  
事務局。  
（岩切）審議番号8番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号8番について、担当地区委員の14番山内  
事務局 委員、29番小島委員を指名いたします。  
審議番号1番から8番を一括とし、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号1番から8番について、賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。  
次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、  
この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手  
事務局。  
（渡辺）議案朗読をもって説明  
ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。6番大  
事務局 坪委員。  
6番挙手  
議 長 6番大坪委員。  
6番 （大坪委員）審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約につ  
いては記載のとおりです。譲渡人は規模縮小です。周りは譲受人の農地で譲受人は規模拡大  
です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いいたします。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は許可といたします。  
次に審議番号 2 番について担当委員の説明を求めます。7 番大隅委員。  
7 番 挙手
- 議 長 7 番大隅委員。  
7 番 （大隅委員）審議番号 2 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は申請土地が自宅近くの農地であり、耕作上利便性が良いため、みかん類のデコポンを植えるそうです。譲渡人は相手方の要望によるものです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は許可といたします。  
次に審議番号 3 番について担当委員の説明を求めます。8 番田子森委員。  
8 番 挙手
- 議 長 8 番田子森委員。  
8 番 （田子森委員）審議番号 3 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人は隣接地を買いたいということで規模拡大ですが、現状は荒れているため、手入れをしていき最終的にはオリーブを植えていくそうです。譲渡人は規模縮小です。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。  
20 番 （唐川委員）ありません。
- 議 長 審議番号 3 番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号 3 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号 3 番は許可といたします。  
次に、審議番号 4 番について担当委員の説明を求めます。3 番星野委員。  
3 番 挙手
- 議 長 3 番星野委員。  
3 番 （星野委員）審議番号 4 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人は高齢で規模縮小です。譲受人は申請土地の近くで牧場をしてあり、牧草地として利用するものです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。  
推進委員より補足説明はありませんか。  
32 番 （岩下委員）ありません。  
審議番号 4 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について担当委員の説明を求めます。3番星野委員。

3番挙手

議 長 3番星野委員。

3番

(星野委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人は、相続したが農業をしていないので手放したい。譲受人は、新規就農として自家栽培を行っていくことで売買が成立したものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

32番

(岩下委員) 譲受人は、近くに持ち家を購入されたそうで、奥様が家庭菜園をされており、もう少し土地がほしかったそうです。頑張って野菜を作りたいそうです。

議 長 空き家に付属する農地のようなものですか。

32番

(岩下委員) そうです。家は趣味でリフォームしていくそうです。

議 長

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。2番師岡委員。

2番挙手

議 長 2番師岡委員。

2番

(師岡委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人が高齢であり、規模縮小したいということで、譲受人は相手方の要望もありますが、規模拡大も図りたいということです。特に問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

38番

(矢野委員) ありません。

議 長

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。10番森高委員。

10番挙手

議 長 10番森高委員。

10番

(森高委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人は高齢で農業の継続が困難になってきたため、買ってくれる人を探してほしいということでしたので、隣接の譲受人に相談したら快く引き受けてくれたものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

36番

(石井委員) ありません。

- 議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。  
ここで議事の進行上、暫時休憩といたします。  
15時00分まで休憩します。
- 14時46分休憩  
15時03分再開
- 議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。  
議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議  
番号1番についても続けて説明をお願いします。  
事務局挙手
- 議 長 事務局。  
事務局 （川波）議案朗読をもって説明  
申請人・申請土地の状況・転用目的・変更理由及び前回許可年月日については、議案書記載  
のとおりです。変更内容は、面積が594㎡から603㎡となっています。変更理由は、地  
積更生登記による面積変更。併せて、面積変更に伴う所有権移転の延期により事業期間を延  
長するものです。事業期間が許可後から令和8年9月30日までと当初計画から変更になっ  
ています。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。  
次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明  
を求めます。  
事務局挙手
- 議 長 事務局。  
事務局 （川波）議案朗読をもって説明
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。6番大  
坪委員。  
6番挙手
- 議 長 6番大坪委員。  
6番 （大坪委員）審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約につ  
いては、議案書記載のとおりです。転用の理由は、住宅地として立地が良いため宅地分譲す  
るもので、宅地分譲1区画です。参考事項として、第二種低層住居専用地域で砂利が敷いて  
あるので始末書添付となっています。雨水は入り口に側溝があるのでそこに流すそうです。  
汚水は下水道が通っているのでそちらに流すそうです。用途区分は都市計画用途区域内で第  
3種農地です。農地法の運用は用途区域が定められている農地に該当します。ご審議方よろ  
しくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。6番大坪委員。

6番挙手

議 長 6番大坪委員。

6番

(大坪委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用の目的及び理由は現在借家住まいのため自己用住宅を建築するものです。参考事項として、第二種低層住居専用地域で砂利が敷いてあるので始末書添付となっています。雨水は前に側溝があるのでそこに流すそうです。汚水は下水道が通っているのでそちらに流すそうです。用途区分は都市計画用途区域内で第3種農地です。農地法の運用は用途区域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

10番

(森高委員) 現場を見ると住宅建築場所から道路まで結構あるようだが、雨水や汚水処理について勾配は大丈夫ですか。高低差はつけるのか。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局

(川波) 計画図を見ているが、特に地上げするようにはなっていません。ハウスメーカーがきちんと勾配計算して排水できるようにすると思われます。計画図では、宅地方面から側溝がある道路側に矢印が示されているので、流れるように傾斜計算されているものと思われます。

議 長 はい。わかりました。他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。4番信國委員。

4番挙手

議 長 4番信國委員。

4番

(信國委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。申請土地は草が生えて荒れている農地を譲受人が購入し、既存の資材置場が手狭となったため整備し、露天資材置場に転用するものです。用水路が西側にあるので水が西側に流れるように東側に砂利を敷いて高くするそうです。地上げは20から30cmを目安にしています。農地法の運用については、その他の農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

21番

(高良委員) ありません。

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。7番大隅委員。

7番挙手

議 長  
7番

7番大隅委員。

(大隅委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、共同住宅2棟34戸、転用の理由は、住環境が良いため事業所の社宅として共同住宅を建築するものです。参考として、共同住宅A棟22戸、425.78㎡、共同住宅B棟12戸、230.59㎡です。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。雨水は前にU字溝があり、汚水は下水道に流すそうです。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長  
全委員

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。7番大隅委員。

7番挙手

議 長  
7番

7番大隅委員。

(大隅委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、宅地分譲8区画です。転用の理由は、住宅地として立地が良いため宅地分譲するものです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。雨水はU字溝が前にあり、汚水は下水道に流すそうです。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長  
全委員

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。10番森高委員。

10番挙手

議 長  
10番

10番森高委員。

(森高委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、工所用仮設道路及び露天資材置場の一時転用です。転用の理由は、隣接地にハウスを建設するにあたり福岡県農業振興推進機構の事業で排水工事等を行うため、申請地に工事車両の進入路を設置し、併せて露天資材置場を整備するものです。農地の区分は、農用地区域内農地です。農地法の運用は、農用地区域内にある農地の一時転用に該当します。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長  
36番

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

(石井委員) ありません。

議 長

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長  
全委員

なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

以上をもちまして、全ての議案等の審議が終了いたしました。

(会議終了時刻 15時34分 )